

旭健推 第610号
令和4年7月22日

高齢者施設等管理者各位

旭川市長職務代理者
旭川市副市長 中村 寧
(保健所新型コロナウイルス感染症対策担当)

高齢者施設等における新型コロナワクチンの追加接種（4回目接種）の
接種者の拡充について

日頃から本市の保健衛生行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大な御尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

現在、本市では、60歳以上の方及び基礎疾患を有する18歳以上59歳以下の方及び新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に4回目のワクチン接種を進めているところですが、令和4年7月22日付けで厚生労働省から、その対象に医療従事者等及び高齢者施設等従事者を含める通知がありました。

つきましては、次のとおり、高齢者施設等従事者への接種を進めたいと考えておりますので御確認、御準備等よろしく申し上げます。

1 高齢者施設等従事者の接種可能日について

対象として拡充された医療従事者等及び高齢者施設等従事者につきましては、3回目接種後5か月経過した日より接種が可能となります。

2 高齢者施設等従事者の接種券について

接種券発券は次のとおり実施する予定です。

- (1) 1回目、2回目接種を接種券付予診票（北海道、旭川市又は各医療機関で発券されたもの）で接種され、既に3回目接種から5か月経過している方へは、7月26日（予定）に4回目接種券を発送し、以降、3回目接種から5か月経過する時期に順次発送いたします。
- (2) 2回目接種以降に高齢者施設等従事者になった方や接種時期が遅かった方など、接種券付予診票で接種しなかった高齢者施設等従事者の方は、4回目接種券の発券を申請していただく必要があります。

①インターネットによる申請

・右の二次元コード又は

旭川市ホームページ新型コロナワクチン接種特設サイト内の
「各種お手続き」→「4回目接種券の申請」

にアクセスし申請してください。

<https://asahikawa-vaccine.jp/procedure/vaccine-4th/>



②メール又はFAX若しくは郵送での申請

別紙新型コロナワクチン4回目接種券発行申請書に必要事項を記載し申請していただき、申請書を受理確認後、随時、3回目接種から5か月経過した方（各個人宛て）に接種券を郵送します。

3 高齢者施設等従事者の接種方法について

各施設の接種対象者の接種につきましては、接種券到着後、各医療機関又はコールセンター、予約システムで予約して接種を進めていただくようお願いします。

【担当】

旭川市保健所

新型コロナウイルス感染症対策担当

ワクチン接種チーム 山本，國本

Tel：(0166)21-3222

Fax：(0166)21-3176

E-mail：junkaisessyu@city.asahikawa.lg.jp